

II. 寄稿

1. 金属と著名人 第4話 -金と戦国武将武田信玄-

伊藤忠鉱物資源開発株式会社 五味 篤

日本で金が体系的な通貨として最初に用いられたのは、戦国武将武田信玄（晴信）（1521-1573年：図版1）のもとで流通した「甲州金」であろうとされている。当初は甲州では刻印



図版1 武田信玄肖像
高野山持明院所蔵

もない粒状の「碁石金」（写真1）を褒賞として使用していた。目方は1匁(3.75g)～4、5匁で不揃いであった。武田氏の戦略・戦術を記した軍学書「甲陽軍鑑」には1570年頃の記載として「当座の褒美として、碁石金を信玄公の自身両の手に御すくひなされ、三すくいを川原村「伝兵衛」に下さる」と記されている。戦国期にあつては、「碁石金」は運搬が容易でどこでも通用し、恩賞としての絶大な効果があつた。

甲州金は円形の薄延金に額面を打刻した、日本で最初に体系的に整備された計数貨幣で、甲斐国内で流通した。それまでのように計量して使う秤量貨幣にとって代わつた。一部に二進法を含む四進法で設定され、中核を一両判(金15g)とし、分(1/4両)、朱(1/4分)、朱中(1/2朱)、糸目(1/2朱中)、小糸目(1/2糸目)、小糸目中(1/2小糸目)等の額面貨幣が造られた。今もよく使われる「糸目をつけない」(惜しげもなく金品を使うこと)の慣用表現は、一説にはこの古甲金の量目や形態に由来するとも言われている。



写真1 碁石金
甲斐黄金村・湯之奥金山博物館展示図録。

判金屋（甲州金座、判屋、金屋、判金屋他）であつた松木、志村、野中、山下氏は古甲州金を請負製造した。その後、慶長14年(1609年)、松木氏が甲州金の独占的製造権と極印権を特許され、甲州金の基本形態の定式化はここから始まっていったと推察される。

「古甲金（古甲州金）」(写真2)は元禄9年(1696年)以前に製造されたものを一括して称し、その基本形態の種類には、碁石金(露金)、太鼓判、方形板金、蛭藻金などが存在する。一方、宝永4年(1707年)以降に製造されたものを「新甲金」（新甲州金）と称し、古甲州金と区分される。(写真3)「甲安中金」「甲安今吹金」「甲重金」「甲定金」の4種類があつた。



写真2 古甲金の一部

甲斐黄金村・湯之奥金山博物館展示図録.



写真3 新甲金の一部

甲斐黄金村・湯之奥金山博物館展示図録.

信玄は武田信虎(1498-1574年)の嫡男で、学問、武術とも優れていた。甲斐領民への施政を軽んじた信虎とは不仲で、遂に天文10年(1541年)信虎を駿府に追放して家督を相続した。天文11年(1542年)には信州諏訪を侵略、信濃の平定にかかった。今川・北条との関係を安定化するために、甲斐・駿河・相模の三国同盟を締結した。天文22年(1553年)、北信濃の豪族の要請を受けた越後の上杉謙信(長尾景虎:1530-1578年)は信濃出兵を開始、川中島で信玄と対峙したが、勝敗はつかなかった。

甲斐・信濃は南の同盟国の駿河から食塩や魚介類を得ていたが、永禄10年(1567)、突然、信玄が甲相駿三国同盟を破棄した。これにより駿河と相模は武田領内への塩の禁輸政策をとった。甲斐・信濃では塩分が欠乏して、領民の健康被害が懸念される事態となった。敵対していた越後の謙信が、苦難を救うべく日本海側から塩を送ったという伝説から「敵に塩を

送る」ということわざが生まれたとされる。しかし、塩の授受に関する信頼性のある記録はなく、これは後年になって創作された故事であると解されている。

武田氏は金山の稼行に従事していた技術集団を「金山衆」と呼称した。金山衆は間歩主(=金山掘場の権利者)で、配下に鉱山技術者を擁し、武田氏に一定の産金を税として収めて金山を経営した他に、要請に応じて戦いにも参加した。信玄は彼らの持つ土木技術を城攻めなどにも利用した。元亀2年(1571年)、北条氏の属城であった駿河深沢城(静岡県御殿

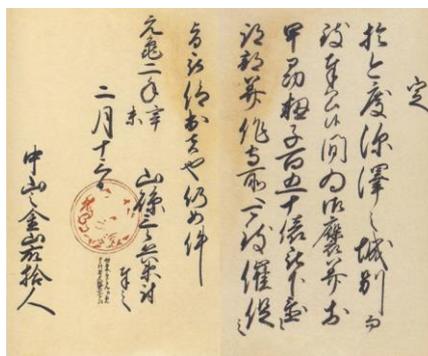


写真4 武田家朱印状写 (注-1)



写真6 大久保長安座像
新潟県佐渡郡相川町 大安寺蔵

の混乱を收拾すべく堤防復旧や新田開発、金山経営などに尽力し、わずか数年で甲斐の内政を再建したといわれている。その後、天正19年(1591年)に武蔵国八王子に所領を与えられ、宿場町の整備を進めた。

慶長5年(1600年)の関ヶ原の戦い後、豊臣氏の支配下にあった佐渡金銀山や生野銀山などが全て徳川氏の直轄領になったため、石見銀山、佐渡金銀山や生野銀山の検分役や接収役を務め、慶長6年(1601年)に甲斐奉行、石見奉行、美濃代官兼任に任じられた。慶長8年(1603年)には佐渡奉行、所務奉行(後の勘定奉行)兼任に任じられ、同時に年寄(後の老中)に列せられた。慶長11年(1606年)には伊豆奉行にも任じられ、全国の金銀山の統轄や、関東における街道の整備など一切を任された。

長安が佐渡金銀山で導入した制度の中に「御直山制」と「荷分法」がある。「御直山制」は鑿や鍛冶炭、蠟燭を公給とし、代金は採掘された鉱石を「荷分法」によって採掘者と奉行所とで一定の割合で分けた。信玄のもとで金山経営の技術と知識を身に付けていた長安は、鉱山経営の改善策を次々に打ち出し、佐渡金銀山は大幅な増産によって最盛期を迎え、江戸幕府の財政に大きく寄与した。信玄が遺した貨幣制度や鉱山経営のノウハウは、しっかりと家康の江戸幕府に継承されていったのである。

甲州金の制度は、家康が全国に拡大した金貨制度に先行し、江戸幕府の貨幣制度の参考とされた。ただし、江戸金座と甲州金座の間に何ら互惠関係も相互交流もなかったとされる。

「甲定金」は享保17(1732)年まで鍛造が許容され、地域限定通貨として存続した甲州金だったが、幕末の幕府が実施した金貨吹替で金位・質量ともに貴金属的価値を低下させたことに伴い、江戸小判に対する甲州金の両替相場が相対的に高騰、退蔵や国外流出が起こるようになり、やがて甲州金は市中から姿を消すこととなった。明治4年(1871年)の新貨条例施行の際、甲州金はずいに通用停止・廃貨とされ、その歴史的使命を終えた。

注-1) 元龜2年(1571)2月13日「判物証文写」武田一中山金山の「金山衆拾人」に対して駿河深沢城攻略への褒美として「粉子150俵」を与えたことを記した文書(内閣文書蔵)

注-2) : 元龜4年(1573年)4月12日信玄が甲斐に引き返す途中で他界した場所は、家康の外孫である松平忠明が記した「当代記」に、「四月、信州駒庭(駒場)に於いて武田信玄卒年五十三」とあることから、長野県下伊那郡阿智村駒場が有力とされるが、「甲陽軍艦」には「信玄公ねばねにて御他界」とあり、定まっていない。遺言により死後3年間は信玄の死亡は隠匿された。

参考文献

荒木信義(編)(2006): 黄金島・ジパング〜謎解き・金の日本史. NHK 知るを楽しむ 歴史に好奇心. 日本放送出版協会.

伊東潤(2007)：武田家滅亡。株式会社 KADOKAWA.

甲斐黄金村・湯之奥金山博物館(2006)：甲斐黄金村・湯之奥金山博物館展示図録.

永井久美男(2003)：甲州金から慶長小判へ。金山史研究第4集。甲斐黄金村・湯之奥金山博物館。pp. 153-165.

西脇康(2003)：甲州金の形態分類－金貨図と奥山コレクション。金山史研究第4集。甲斐黄金村・湯之奥金山博物館。
pp. 21-56.

西脇康(2016)：甲州金の研究－史料と現品の統合試論－。日本史史料研究会研究選書 11。日本史史料研究会企画部。

山岩淳(2020)：大久保長安 家康を創った男！揺籃社。